

午後2時10分再開

○議長（堀尾俊浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案等の質疑を行います。

質疑は申し合わせにより同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

まず、報告の質疑を行います。

それでは、報告第6号専決処分の報告について（市道上の事故による損害賠償について）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第7号専決処分の報告について（交通事故による損害賠償について）を議題といたします。質疑はありませんか。

6番小島議員。

○6番（小島清人君） 報告第7号専決処分の報告（交通事故による損害賠償について）について、質疑します。

最近、特に職員の公務遂行中における交通事故による損害賠償に関わる専決処分の報告事案が見受けられますが、とりわけ市側の事故当事者の職務職階級の傾向としては、主査及び主事が多い状況にあるように思われます。

そこで、次の3点について質疑します。

まず1点目が、朝倉市職員の交通安全の管理体制は、行政組織上、どのように位置づけがなされ、かつ、年間を通じた定期的な交通安全教育、指導等はどのように実施されているか。以上が1点。

2点目が、近年、発生した公務遂行中の交通事故について、同一の職員が2回以上交通事故を起こした事案があるか否か。以上が2点目。

3点目が、損害賠償の額、方法等については、「市の市職員に対する求償権は、放棄する」とされているが、この朝倉市の市職員に対する求償権を放棄することについての法律的根拠について。以上、3点について質疑します。

○議長（堀尾俊浩君） 人事秘書課長。

○人事秘書課長（二宮正義君） まず、職員の交通安全の管理体制につきましては、全職員ではありませんが、役職者研修としまして係長以上の職員に対して年1回以上の朝倉警察署の交通課課長から飲酒運転を含めた、道路改正法を含めた交通安全指導を研修会として行っているところでございます。

2番目の近年発生した同一職員につきましては、すみません、現在、資料を持っておりませんので、分かりません。

最後の求償権の放棄につきましては、公用車の保険でこの分が補填されますので、そういった対応を取っておるところでございます。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 6番小島議員。

○6番（小島清人君） 2点目の同一職員の2回以上の交通事故については、後ほど調べて報告をお願いしたいと思います。

それから、3点目の回答については、今、おっしゃいましたのは当たり前のことで、私が申し上げているのは、これの法的根拠は——なぜ放棄することになるのかということをお尋ねしているわけであって、その法的根拠を明確に説明願いたい。

○議長（堀尾俊浩君） 人事秘書課長。

○人事秘書課長（二宮正義君） 公用車を使って公務に当たっている関係でございますので、市においては、運行管理責任がありますので、そういった責任からでございます。

○議長（堀尾俊浩君） 6番小島議員。

○6番（小島清人君） 最後でありますので、あとは細かいことはもう聞きませんけれども、市職員の交通安全対策につきましては、今後とも年間を通じた定期的な交通安全教育指導等の徹底、ただいまは係長クラスについての警察署でのそういった指導、教育ということではありますが、ひとつここは全職員を対象にした交通安全教育、指導等を図るべきであると。それとともに、市職員自身にありましては、市が損害賠償保険に加入していること、また、損害賠償の額、方法等については、朝倉市の市職員に対する求償権は放棄することとされていることなどから、そういうことはないかと思っておりますけれども、ここは安易な運転は厳に慎み、安全運転を遵守されるよう強く要望しておきたいと思っております。

以上で、質疑を終わります。

○議長（堀尾俊浩君） ほかに。

なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第8号専決処分の報告について（物損事故による損害賠償について）を議題といたします。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第9号専決処分の報告について（交通事故による損害賠償について）を議題といたします。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第10号令和元年度朝倉市一般会計予算の繰越明許費の報告についてを議題といたします。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第11号令和元年度朝倉市一般会計予算の事故繰越しの報告についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第12号令和元年度朝倉市工業用水道事業会計予算の繰越しの報告についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第13号令和元年度公益財団法人あまぎ水の文化村の決算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第14号令和2年度公益財団法人あまぎ水の文化村の事業計画についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第15号令和元年度株式会社ガマダスの決算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第16号令和2年度株式会社ガマダスの事業計画についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第17号令和元年度株式会社三連水車の里あさくらの決算についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第18号令和2年度株式会社三連水車の里あさくらの事業計画についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、報告の質疑を終了いたします。

次に、議案の質疑を行います。

それでは、第40号議案朝倉市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といた

します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第41号議案朝倉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第42号議案朝倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第43号議案朝倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第44号議案朝倉市ダム対策委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第45号議案財産の取得についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第46号議案市道路線の廃止についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第47号議案、市道路線の認定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、議案等の質疑を終了いたします。

これより議案等の委員会付託を行います。

付託区分については、お手元に配付の付託表のとおりであります。御了承願います。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、7月1日午前10時から行います。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時22分散会